第四十八条第一項第一号中「、氏名、生年月日及住所」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　死産ナルトキハ其ノ旨

第四十八条第一項第四号を削り、同条第二項中「医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル」を「次ニ掲グル」に改め、同項に次の各号を加える。

一　医師若ハ助産師ニ於テ分娩ノ事実ヲ証明スル書類又ハ市町村長ニ於テ出生ニ関シ戸籍ニ記載シタル事項若ハ出生ノ届出ニ係ル届書ニ記載シタル事項ヲ証明スル書類

二　同一ノ分娩ニ付家族出産育児一時金(法、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ヲ含ム)ノ支給ヲ別途申請セザリシコトヲ示ス書類

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第三条　国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(保険給付の支払の差止めに関する経過措置)

第十条　法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止は、被保険者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付について行うものとする。

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十三号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第四項及び第五項並びに第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「室長」の下に「及び支援給付監査官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　支援給付監査官は、命を受けて、第二項第二号に掲げる事務のうち、支援給付の支給に関し都道府県及び市町村が行う事務についての監査及びこれに伴う指導に関する事務を行う。

第九十四条中「七人」を「六人」に改める。

第二百六十九条中「十部」を「十一部」に、「第二病棟部」を「第三病棟部」に改める。

第二百七十二条の次に次の一条を加える。

(第三病棟部の所掌事務)

第二百七十二条の二　第三病棟部は、病院の所掌事務のうち、主として精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害と内科系及び外科系に関する疾患との合併症に係る入院患者の診断及び治療を行うこと(他部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第三百五十三条中「十一部」を「十二部」に、「遺伝子診断治療開発研究部」を「臓器障害研究部」に改める。

第三百六十六条の次に次の一条を加える。

(臓器障害研究部の所掌事務)

第三百六十六条の二　臓器障害研究部は、研究所の所掌事務のうち、糖尿病に起因する臓器障害に関し、調査及び研究を行うことをつかさどる。

第四百四十条中「治療」の下に「並びに臨床研究」を加える。

第四百四十二条中「先端医療部　機能回復診療部」を「先端医療・機能回復診療部」に、「臨床検査部　栄養管理部」を「臨床検査部　床研究・治験推進部」に改める。

第四百四十四条を次のように改める。

(先端医療・機能回復診療部の所掌事務)

第四百四十四条　先端医療・機能回復診療部は、病院の所掌事務のうち、再生医療、遺伝子治療その他の先端的な医療技術による診断及び治療並びに心身の機能の回復に必要な診断及び治療を行うことをつかさどる。

第四百四十五条を次のように改める。

第四百四十五条　削除

第四百四十九条の次に次の一条を加える。

(臨床研究・治験推進部の所掌事務)

第四百四十九条の二　臨床研究・治験推進部は、病院の所掌事務のうち、診断及び治療に関する医薬品、医療機器及び医療技術の開発及び改良のための臨床研究に関することをつかさどる。

第四百五十三条中「運営局」の下に「及び病院」を加える。

第七百十条の十の見出し中「並びに上席介護サービス指導官」を「、上席介護サービス指導官」に改め、「及び介護サービス指導官」の下に「並びに介護サービス業務検査官」を加え、同条第一項各号に次のように加える。

チ　介護サービス業務検査官　一人

第七百十条の十に次の一項を加える。

9　介護サービス業務検査官は、命を受けて、第七百十条の五第七号に掲げる事務を行う。

別表第五北海道の款稚内の項管轄区域の欄中「、枝幸郡」を削り、同款名寄(士別)の項管轄区域の欄中「中川町」の下に「、枝幸郡」を加える。

附　則

(施行期日)

第一条　この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○厚生労働省・国土交通省令第四号

公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

国土交通大臣　前原　誠司

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令(平成八年厚生省・建設省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「共同生活介護」の下に「(次条において「共同生活介護」という。)」を、「共同生活援助」の下に「(次条において「共同生活援助」という。)」を加え、「(同法第四条第一項に規定する精神障害者又は知的障害者に対して行うものに限る。)」を削る。

第二条に次の一号を加える。

七　障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活介護又は共同生活援助を行うもの

附　則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)第十一条第三項及び農林水産省組織令(平成十二年政令第二百五十三号)第八十八条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

農林水産大臣　赤松　広隆